

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（法務省民事局民事第二課）

制 度 名	相続登記の促進のための登録免許税の特例	
税 目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 いわゆる相続登記が未了となっている土地の発生については、その要因の一つとして相続登記に係る費用の負担が指摘されている。このため、相続登記に係る登録免許税について特例措置を設けることで相続登記を促進する。</p> <p>【要望の内容】 措置の内容：次の適用要件に係る所有権に関する登記の申請について、登録免許税を免除する。 適用要件：①相続発生から30年以上経過している土地に関して当該相続を起因とした登記を申請した場合に、当該所有権についての相続登記にかかる登録免許税の免除 ②課税標準額が一筆当たり20万円以下の土地に関して相続を起因とした登記を申請した場合に、その登録免許税を免除</p> <p>【関係条文】 登録免許税法（昭和42年法律第35号）第9条 別表第1</p>	
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>適用要件① +981百万円 適用要件② ▲1,876百万円 （ - 百万円） （ - 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

所有者不明土地問題への対応のため、相続登記を促進する。

(2) 施策の必要性

1 近時、いわゆる所有者不明土地問題が取り沙汰され、この要因の一つとして相続登記（相続を起因とする所有権に関する登記をいう。）が未了のまま放置されているとの指摘がある。この所有者不明土地への対応は、公共事業用地の取得、農地の集約化、森林の適正な管理を始め様々な分野において多くの自治体が直面する喫緊の課題となっており、所有者不明土地の存在が、結果として市町村において事業の中止・中断や対象用地の変更を迫られるなど、土地の利活用に至らないこともあるとされている。

2 この問題を受け、当省は、本年6月までに不動産登記簿における相続登記未了土地調査を実施した。具体的には、約10万筆の土地について所有権の登記が受け付けられた年月日を確認し、現在に至るまでの経過年数を調査した。その結果、最後に所有権の登記がされてから50年以上経過しているものが、大都市においては6.6%、中小都市・中山間地域においては26.6%という結果が明らかとなった。

3 また、民間有識者による所有者不明土地問題研究会でも、同じく本年6月に所有者不明土地の割合についての全国推計の結果を公表した。その結果は、所有者不明土地が全国の20.3%を占め、面積にすると九州よりも広い、約410万haに上るというものであった。

4 この所有者不明土地問題に対して、政府においては、既に「経済財政運営と改革の基本方針2016」において相続登記を促進することを掲げるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2017」においては、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行うこととされている。

また、平成27年度には、「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」が立ち上げられ、国土交通省の取りまとめのもと、平成28年3月に「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策 最終とりまとめ」が公表されたところ、この取りまとめにおいては相続登記に係る登録免許税の免除等について検討を行うこととされた。

5 さらに、自由民主党においては、所有者不明土地等に関する特命委員会を立ち上げ、本年6月に中間とりまとめを行った。その中では、今後に向けて、必要な税制上の措置を講ずるべきとされているところである。この背景には、多方面から、相続登記が未了となっていることへの当面の対応として、登録免許税の減免措置が求められている状況（※2）があると考えられる。

6 以上を踏まえ、相続登記が未了のまま放置されている土地又は放置されるおそれのある土地について、登録免許税を免除することにより、所有者不明土地問題に対応する。

※1 「土地の「所有者不明化」～自治体アンケートが示す問題の実態～」（東京財団2016年3月）

「相続登記については、登録免許税の減免措置等、手続きにかかる個人の費用負担の軽減を図る。」

※2 「所有者不明土地対策の推進に関する提言（平成29年5月23日指定都市市長会）」

「権利者の自発的な相続登記を促すために、登録免許税の減免措置により登記手続きに要する個人の費用負担をさらに軽減すべきである。」

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	相続登記の数の現状維持又は増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（平成30年度～平成32年度）
		同上の期間中の達成目標	相続登記の数の現状維持又は増加
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用要件①について、約123万筆 適用要件②について、約235万筆
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	相続登記の数の現状維持又は増加
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	法定相続情報証明制度（1,062,521千円） 長期相続登記未了土地の解消を図るための方策（2,373,901千円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	相続登記の促進のための主な取組は次のとおりである。 (1) 法定相続情報証明制度の運用開始及び利用範囲の拡大により、これから生じる相続に対する対応を措置 (2) 長期にわたり相続登記が未了の土地の解消に向けた仕組みにより、既に生じている相続に対する対応を措置 これらの対応に加え、相続人の費用負担の軽減については、本要望で措置を行う必要がある。
要望の措置の妥当性	相続登記の促進については、上記のような取組を引き続き進めていくとともに、相続人の費用負担の軽減についても併せて措置を行うことでより実効的な対応となる。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—